

○飯塚市汚水処理施設使用料の減免額算定に係る取扱い要綱

平成20年3月19日

飯塚市告示第12号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市汚水処理施設条例(平成18年飯塚市条例第158号)第16条及び同条例施行規則(平成18年飯塚市規則第138号)第10条第3号の規定による使用料の減免額の算定に係る取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(使用料減免の対象)

第2条 使用料の減免の対象となるものは、使用者の責めに帰することのできない漏水等による事由により、使用水量と汚水排出量に著しい差が生じていると判断されるもので、かつ、汚水処理施設に汚水が排水されていないことが明確かつ合理的な根拠によって証明できる場合とする。

(使用料減免額の算定基準)

第3条 使用料の減免は、原則として前年同期の使用水量を基準とし、これを超過した水量を漏水による水量とみなし、当該水量分について使用料の減免を行うものとする。ただし、前年同期の使用水量が不明な場合又は前年同期とは状況が著しく異なる場合については、当該年度の平均使用水量を基準とする。

(使用料減免の回数)

第4条 使用料の減免は、原則として1箇所につき1回とする。ただし、使用者が善良な管理を行っていたにもかかわらず、再度同一箇所から漏水した場合については、この限りでない。

(使用料減免の申請)

第5条 使用料の減免の申請について、飯塚市水道給水条例(平成18年飯塚市条例第210号)第25条及び32条並びに飯塚市水道事業給水条例施行規程(平成18年飯塚市企業管理規程第17号)第25条及び第28条の規定に基づく、使用水量の認定及び減免取扱いに関する要綱(平成18年飯塚市上下水道局要綱)第6条に規定された修理証明書の提出をもって申請とみなす。

(補則)

第6条 この告示の定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。